

議 案

第 2 回 玉 名 市 議 会

(定 例 会)

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

第2回玉名市議会（定例会）提出議題

議番号	件 名	提案者
2	令和6年度玉名市一般会計補正予算（第8号）	市 長
3	令和6年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	市 長
4	令和6年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	市 長
5	令和6年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	市 長
6	令和6年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）	市 長
7	令和6年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）	市 長
8	令和6年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）	市 長
9	令和6年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）	市 長
10	令和7年度玉名市一般会計予算	市 長
11	令和7年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算	市 長
12	令和7年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算	市 長
13	令和7年度玉名市介護保険事業特別会計予算	市 長
14	令和7年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算	市 長
15	令和7年度玉名市水道事業会計予算	市 長
16	令和7年度玉名市公共下水道事業会計予算	市 長
17	令和7年度玉名市農業集落排水事業会計予算	市 長
18	玉名市文化財保存活用地域計画策定協議会条例の制定について	市 長
19	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	市 長
20	玉名市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
21	玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長

2 2	玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
2 3	玉名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	市 長
2 4	玉名市立小学校臨時教員の給与等に関する条例を廃止する条例の制定について	市 長
2 5	玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
2 6	玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
2 7	玉名市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
2 8	玉名市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
2 9	玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
3 0	玉名市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
3 1	玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
3 2	熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について	市 長
3 3	普通財産の無償譲渡について	市 長
3 4	工事請負契約の締結について	市 長
3 5	工事請負契約の締結について	市 長
報告 2	専決処分の報告について	専決第 2 号 市 長

議第 18 号

玉名市文化財保存活用地域計画策定協議会条例の制定について

玉名市文化財保存活用地域計画策定協議会条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 21 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市文化財保存活用地域計画策定協議会条例

(設置)

第 1 条 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 183 条の 9 第 1 項の規定に基づき、玉名市文化財保存活用地域計画策定協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 玉名市文化財保存活用地域計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、玉名市文化財保存活用地域計画に関し玉名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、文化財の所有者、学識経験を有する者、関係する機関及び団体の代表者その他の教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命した委員 12 人以内をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育部文化課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(施行時の会議の招集)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行後及び第4条第1項に規定する任期が満了した後最初に開く協議会の会議については、教育委員会が招集する。

提案理由 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の9第1項の規定に基づく玉名市文化財保存活用地域計画策定協議会を設置するため、条例を制定するものである。

議第 19 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 21 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(玉名市情報公開条例の一部改正)

第 1 条 玉名市情報公開条例（平成 17 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(玉名市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 玉名市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成 17 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 16 条第 2 号」を「第 16 条第 1 号」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第 3 条 玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 17 年条例第 162 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「禁錮以上」を「拘禁刑以上」に改める。

(玉名市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第 4 条 玉名市行政不服審査法施行条例（平成 28 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(玉名市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 5 条 玉名市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項から第 10 項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(玉名市個人情報保護審査会条例の一部改正)

第6条 玉名市個人情報保護審査会条例（令和4年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第11条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は同法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

提案理由 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行に伴い、条例の整備を図るものである。

議第 20 号

玉名市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 21 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市監査委員条例の一部を改正する条例

玉名市監査委員条例（平成 17 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。
第 9 条中「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

提案理由 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第 2 1 号

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 1 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

玉名市附属機関の設置等に関する条例（平成 2 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部玉名市農村地域産業導入促進審議会の項の次に次のように加える。

玉 名 市 農 業 地 域 計 画 検 討 委 員 会	(1) 農業地域 計画及び目 標地図の見 直しに關す ること。 (2) その他農 業地域計画 及び目標地 図に關し市 長が必要と 認める事項 に關すること。	審 査 及 び審議	2 0 人 以内	(1) 農業委員 会の代表者 (2) 農業協同 組合の代表 者 (3) 土地改良 区の代表者 (4) 認定農業 者連絡協議 会の代表者 (5) 農業法人 経営者 (6) 集落営農 組織の代表 者	2 年
--------------------------------------	---	--------------	-------------	---	-----

別表市長の部玉名市人・農地プラン検討委員会の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 玉名市農業地域計画検討委員会を設置し、及び玉名市人・農地プラン
検討委員会を廃止するため、条例の整備を図るものである。

議第 2 2 号

玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 1 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 農村地域産業導入促進審議会委員の項の次に次のように加える。

農業地域計画検討委員会委員	日	5,800	
---------------	---	-------	--

別表第 1 人・農地プラン検討委員会委員の項を削り、同表学校医の項中「1 1 2, 0 0 0」を「1 4 2, 0 0 0」に改め、同表文化財保護審議会委員の項の次に次のように加える。

文化財保存活用地域計画策定協議会委員	日	5,800	
--------------------	---	-------	--

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 農業地域計画検討委員会委員等の報酬について、条例の整備を図るものである。

議第23号

玉名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

玉名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月21日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 玉名市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号まで」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号まで」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第8条の2第2項第3号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項第4号中「100分の12」を「100分の8」に改め、同項第5号中「100分の10」を「100分の4」に改め、同項第6号及び第7号を削る。

第8条の4第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第10条の3第1項第1号中「道路（以下この項から第3項まで）」を「道路（以下この条）」に改め、同条第2項第1号中「以下この号及び次項」を「次項及び第

5 項」に、「いう。）」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第 3 号中「(1 か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 5 万 5, 0 0 0 円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5 万 5, 0 0 0 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第 3 項中「(第 1 号及び次項」を「(第 1 号、次項及び第 5 項」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第 1 号を次のように改める。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第 5 項において「特別料金等相当額」という。）

第 1 0 条の 3 第 4 項中「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 2 7 年法律第 2 8 9 号）第 3 条第 4 号に規定する職員及び単純な労務に雇用される職員等であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が 2 以上ある場合においては、その合計額）、第 2 項第 2 号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が 2 以上ある場合においては、その合計額）の合計額が 1 5 万円を超える職員の通勤手当の額は、前 3 項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1 5 万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第 1 0 条の 4 第 3 項中「地方公営企業等の労働関係に関する法律第 3 条第 4 号に規定する職員及び単純な労務に雇用される職員等であった者から引き続き」を「新たに」に、「なり、これ」を「なったこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）」を削る。

第 1 6 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 1 6 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮以上」を「拘禁刑以上」に改める。

第 1 7 条の 3 第 1 項中「、第 8 条の 4、第 1 0 条の 5 及び第 1 0 条の 6」を「及び第 1 0 条の 4」に改める。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第 2 条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「、第8条の4、第10条の5及び第10条の6」を「及び第10条の4」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中玉名市一般職の職員の給与に関する条例第16条の2第3号及び第4号並びに第16条の3第1項第1号及び第3項第1号の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の玉名市一般職の職員の給与に関する条例第7条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
(玉名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)
- 4 玉名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第7条、第8条」を「第7条」に改める。

提案理由 国家公務員の給与改定に準じて、職員の給与を改定するため、条例の整備を図るものである。

議第 24 号

玉名市立小学校臨時教員の給与等に関する条例を廃止する条例の制定について

玉名市立小学校臨時教員の給与等に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 21 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市立小学校臨時教員の給与等に関する条例を廃止する条例

玉名市立小学校臨時教員の給与等に関する条例（平成 27 年条例第 3 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 熊本県内の公立小学校において 35 人学級編制が完全実施されることに伴い、条例を廃止するものである。

議第 25 号

玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 21 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

玉名市一般職員の旅費に関する条例（平成 17 年条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条中「、不当に」を「不当に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行をすることが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 旅費の支給基準の見直しに伴い、条例の整備を図るものである。

議第 26 号

玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 21 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第 25 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第 27 号

玉名市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

玉名市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 21 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の一部を改正する
条例

玉名市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例（平成 27 年条例第 6
号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「員数」の次に「（運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括
支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当
該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおい
て常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センター
の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次
項において同じ。）」を加え、同条第 2 項中「前項の」を「第 1 項の」に改め、同項
第 1 号及び第 2 号中「前項各号」を「第 1 項各号」に改め、同項第 3 号中「前項第
1 号」を「第 1 項第 1 号」に、「前項第 2 号又は第 3 号」を「同項第 2 号又は第 3 号」
に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営
に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区
域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3, 000 人以
上 6, 000 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域
包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センタ
ーがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の
一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲
げる者のうちから 2 人とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第 28 号

玉名市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市営単独住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 21 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市営単独住宅条例の一部を改正する条例

玉名市営単独住宅条例（平成 17 年条例第 143 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「新立石団地」を「市営単独住宅」に改め、同項を同条とする。

第 5 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「新立石団地」を「市営単独住宅」に改め、同項を同条とする。

第 6 条（見出しを含む。）中「新立石団地」を「市営単独住宅」に改める。
別表馬の水の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 馬の水団地の廃止に伴い、条例の整備を図るものである。

議第 29 号

玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 21 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市公民館条例の一部を改正する条例

玉名市公民館条例（平成 17 年条例第 168 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 豊水支館の項中「〃 小野尻 373 番地」を「〃 大浜町 2100 番地」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 豊水支館の位置を変更するため、条例の整備を図るものである。

議第 30 号

玉名市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市社会体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 21 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市社会体育施設条例の一部を改正する条例

玉名市社会体育施設条例（平成 27 年条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表第 9 に次のように加える。

区分		1 時間につき
冷暖房使用料	剣道場	1,000 円
	柔道場	1,000 円

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由 玉名市武道館の使用料の見直しに伴い、条例の整備を図るものである。

議第 3 1 号

玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 1 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 8 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

提案理由 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第 3 2 号

熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 7 第 2 項の規定により、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に新たに荒尾市及び長洲町を加え、熊本広域行政不服審査会共同設置規約を次のように変更する。

令和 7 年 2 月 2 1 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約

熊本広域行政不服審査会共同設置規約（平成 2 8 年告示第 2 0 8 号）の一部を次のように変更する。

第 1 条中「熊本市」の次に「、荒尾市」を、「南関町」の次に「、長洲町」を加える。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数を増加させ、規約を変更しようとするときは、地方自治法第 2 5 2 条の 7 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を経る必要があるため。

議第 3 3 号

普通財産の無償譲渡について

本市は、普通財産を次のとおり無償譲渡するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

1 土地の表示

玉名市岱明町上字塚浦 6 0 番 1	1, 3 4 4. 0 0 m ²
玉名市岱明町上字塚浦 6 0 番 7	4 9 6. 7 6 m ²
玉名市岱明町上字塚浦 6 0 番 9	2 7 8. 9 2 m ²
玉名市岱明町上字塚浦 6 0 番 1 0	1 7 6. 0 0 m ²
玉名市岱明町上字塚浦 6 0 番 1 1	2 2 9. 5 2 m ²
玉名市岱明町上字京塚 1 7 2 番 2	2, 0 5 2. 1 5 m ²
玉名市岱明町上字京塚 1 7 2 番 3	3 4 0. 0 9 m ²
玉名市岱明町上字京塚 1 7 2 番 5	3 2 8. 1 3 m ²
玉名市岱明町上字京塚 1 7 2 番 6	3 5 0. 0 2 m ²
玉名市岱明町上字京塚 1 7 2 番 7	2 0 9. 3 5 m ²
玉名市岱明町上字京塚 1 7 2 番 8	2 8 4. 8 7 m ²

2 譲 渡 期 日 令和 7 年 4 月 1 日

3 相 手 方 玉名市岱明町上 9 1 6 番地 睦合上区



提案理由 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定
による。

議第 3 4 号

工事請負契約の締結について

本市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | 横島漁港外 1 件しゅんせつ工事 |
| 2 契 約 金 額 | 2 2 0, 0 0 0, 0 0 0 円 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 契約の相手方 | 玉名市横島町横島 3 8 3 4 番地 3
菊川建設株式会社
代表取締役 菊川 誠司 |

提案理由 玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年条例第 5 2 号）第 2 条の規定による。

議第 35 号

工事請負契約の締結について

本市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- | | |
|---------------|--|
| 1 工 事 名 | 岱明中学校第 2 期解体工事 |
| 2 契 約 金 額 | (変更前) 144,100,000 円
(変更後) 177,067,933 円 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 玉名市岱明町西照寺 865 番地
興亜建設工業株式会社 玉名支店
支店長 松原 和英 |

提案理由 玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年条例第 52 号）第 2 条の規定による。

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年2月21日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- 1 専 決 番 号 専決第2号（令和7年2月4日専決）
- 2 損害賠償の相手方 八女郡広川町大字長延1128番地3
株式会社広川育苗ウメモト
代表取締役 梅本 奈美子
- 3 損 害 賠 償 額 203,880円
- 4 和 解 事 項 当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において、一切の異議及び請求の申立てを行わない。
- 5 事 故 の 概 要 令和6年11月6日午前10時10分頃、市道中島東線（玉名市岱明町高道2025番3付近）において、株式会社広川育苗ウメモト所有の中型自動車が、折れ曲がったガードレールに接触し、荷台コンテナ左前方が破損したものである。